市町村合併の手続き状況について

関係市町による廃置分合申請

合併しようとする市町村は、当該市町村議会の議決を経て、知事に申請を行います。

・1市4町議会議決日 八日市市議会 平成16年6月25日

永源寺町議会 平成16年6月25日五個荘町議会 平成16年6月25日愛東町議会 平成16年6月25日

湖東町議会 平成16年6月25日

・合併申請書知事申請書 平成16年7月29日

知事による決定

知事は、関係市町による申請に基づき、県議会の議決を経て、市町村の合併を定めます。

・滋賀県議会議決日 平成16年10月18日

・滋賀県知事決定日 平成16年10月18日

総務大臣への届出及び告示等

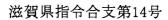
知事は、市町村合併を定めたときは、直ちにその旨をその大臣に届け出ます。

・総務大臣への届出 平成16年10月18日

この届出を受理したときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行 政機関の長に通知します。

なお、市町村の合併の処分は、総務大臣の告示によりその効力を生じます。

・告示日 平成16年11月中旬



八 日 市市 永 源 寺 町 五 個 荘 町 愛 東 町 湖 東 町

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成17年2月11日から 八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町および同郡湖東町を廃し、その 区域をもって東近江市を設置します。

平成16年(2004年)10月18日

滋賀県知事 國 松 善